

見本

離婚届

令和3年9月1日届出

受理令和年月日 発送令和年月日
第号
送付令和年月日 第号
書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附票 住民票 通知

(1) 氏名 (夫 おおくに 氏 大国 白兔 / 妻 おおくに 氏 大国 姫子)
(2) 住所 (夫 鳥取市幸町71番地 / 妻 鳥取市富安二丁目138番地4)
(3) 離婚の種別 (協議離婚)
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍 (鳥取市富安二丁目138番地)
(5) 未成年の子の氏名 (夫 親権 大国梨砂 / 妻 親権 大国夏輝)
(6) 同居の期間
(7) 別居する前の住所 (鳥取市富安二丁目138番地4)
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と
(9) 夫妻の職業
(10) 届出人署名 (夫 大国 白兔 / 妻 大国 姫子)

住民登録をしている住所を記入してください。ただし、離婚届出と同時に住所異動の届出をする場合は新しい住所・世帯主を記入してください。この場合、離婚届とは別に「住民異動届」により、転入(転出証明書添付)または転居の手続きが必要です。同じ住所でも、夫と妻の生計が別である場合には世帯を分けることができます。

協議離婚の場合は、必ず証人が2名必要です。成人していて離婚の事実をご存知の方であれば、誰でも証人になることができます。証人欄は、必ず証人の方が記入してください。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)
署名 (押印は任意)
生年月日
住所
本籍

婚姻により氏を改めた方(夫婦のうち戸籍の筆頭者でない方)は、原則として婚姻前の氏に戻ることになります。ただし、希望により婚姻中の氏をそのまま使うこともできます。

【婚姻前の氏に戻る場合】
①もとの戸籍にもどる...現在も、もとの戸籍がある場合に限ります。もとの戸籍の本籍・もとの戸籍の筆頭者を記入してください。
②新しい戸籍をつくる...希望する本籍地を記入してください。筆頭者は、婚姻前の氏に戻る本人(氏は婚姻前の氏)を記入してください。

【氏をそのまま使い続ける場合】
この欄には何も記入しないでください。「離婚の際に称していた氏を称する届」を記入のうえ離婚届と同時に提出してください。
※離婚届を提出し、いったん婚姻前の氏に戻った場合でも、離婚後3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出すれば、婚姻中の氏を再び使い続けることができます。

未成年の子がいる場合は、親権者となる夫または妻の欄に、子の氏名(フルネーム)を記入してください。注意:父母が離婚しても子の戸籍は動きません。子の戸籍を移動させるには、家庭裁判所の許可を得たうえで、入籍届が必要です。

※必要な書類
・離婚届書 1通
注意:調停・裁判離婚の場合は、裁判所からの書類も忘れずに持参ください。
外国籍の方は国籍証明書(パスポート)等が必要な場合があります。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
☑面会交流について取決めをしている。
□まだ決めていない。
・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
☑養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法:(☑公正証書 □それ以外)
□まだ決めていない。

日中連絡のつきやすい電話番号を記入してください。
※鳥取市では「本人確認」を実施しております。窓口においてになる際には免許証等の本人確認のできる証明書(写真付き)をお持ちください。(証明書がなくても届出はできます)

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。
鳥取市役所 市民課 戸籍係
電話(代表) 0857-22-8111

字削除 字加入 字訂正

令和年月日 午前午後 時分受領
夫 妻 使 送付
通知 要 不要
使 者

届出人署名...各自、自分で署名してください。

住 定 年 月 日
夫 妻
連絡先 電話 ( )
自宅・勤務先 [ ]・携帯